

(別添1)

一般ガス導管事業託送供給約款料金審査 要領

< 目 次 >

第1章 総則

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第1節 基本的考え方

第2節 営業費

第3節 事業報酬

第4節 控除項目

第5節 比較査定

第6節 導管と小売の業務区分

第7節 自助努力の及ばない費用の変動時における原価等の算定の特例

第3章 効率化努力目標額の算定

第4章 「料金の計算」に関する審査

第1節 「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること」に関する審査

第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

第3節 事業譲渡等に伴う託送供給約款料金の変更に係る審査

一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領

第1章 総則

1. 基本方針

ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）第48条第1項本文及び第2項の規定に基づき、同項に規定する一般ガス導管事業者（以下単に「一般ガス導管事業者」という。）が定める託送供給約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

- (1) この審査に当たっては、認可の申請がなされた託送供給約款料金が、ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第22号。以下「算定規則」という。）に則って算定されていることを前提とする。
- (2) 算定規則第2条における「一般ガス導管事業等（一般ガス導管事業（最終保障供給を行う事業を除く。）及び法第55条第1項に規定する特定ガス導管事業をいう。）を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額」については、一般ガス導管事業者が申請した原価等について、その適正性を審査するものとする。
- (3) 算定規則における「託送供給約款認可料金の算定」（算定規則第14条）については、料金が定率又は定額をもって明確に定められるとともに、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないか否かを審査するものとする。
- (4) これらの審査の結果については、認可申請を行った一般ガス導管事業者（以下「申請一般ガス導管事業者」という。）に対して指摘するものとする。
- (5) この指摘を踏まえ、申請一般ガス導管事業者が申請を適正に補正したと認められる場合の当該申請に係る託送供給約款料金は、法第48条第4項の認可基準に適合していると認められるものとする。

2. 用語の意義

この要領において使用する用語は、法、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）、算定規則及びガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）において使用する用語の例による。

3. 原価算定期間

算定規則第2条第1項に規定する原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年間とすることも認める。

第2章 「原価等の算定」に関する審査

法第48条第4項第1号に規定する「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な

利潤を加えたものであること。」についての審査は、以下の観点から行うこととする。

第1節 基本的考え方

1. 各費用について、原価として認めることが適当であるか否か、また、申請者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定された額であるか否かについて審査する。
2. 契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。
3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の一般ガス導管事業者によるコスト削減の状況等を踏まえつつ、コスト削減効果が適正に見込まれているか確認する。
4. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、一般ガス導管事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用など、一般ガス導管事業等を遂行するために必要であると認められないものについては、原価への算入を認めない。
また、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない。
5. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

第2節 営業費

算定規則第4条及び第5条の規定に基づいて申請一般ガス導管事業者が算定した営業費等は、営業費等の項目ごとに、算定規則第4条及び第5条に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、各項目の額が互いに又はその他の金額との関係において整合的か否か、並びに事業者が適切な効率化努力を行うことを前提として算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めるとともに、値上げ認可時については、次のとおり審査するものとする。

1. 労務費については、適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かについて、特に以下の観点から個別に審査する。生産性の低い事業者については、第5節に記載する比較査定により追加的に効率化を求める。

- (1) 人員計画については、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の一般ガス導管事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、当該申請一般ガス導管事業者の個別事情を勘案しつつ査定を行う。
- (2) 役員数については、最大限の効率化努力を前提に、一般ガス導管事業等の業務の執行上必要不可欠なものとなっているかを確認する。
- (3) 従業員一人あたりの年間給与水準（給与、賞与等）については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者数区分における企業平均値を著しく上回らない範囲で、電気業、鉄道業、水道業等類似の公益企業の平均値と比較し、査定を行う（従業員1,000人未満の事業者にあつては、雇用の実態を考慮して査定を行う。）。査定に当たっては、地域間の賃金水準の差についても考慮する。役員給与や福利厚生費についても、同様の考え方を適用する。
- (4) 公営の一般ガス導管事業者に係る労務費については、運営母体の地方公共団体における給与水準と比較してその妥当性を確認する。

2. 修繕費については、算定規則別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否か、算定根拠が実績を踏まえて妥当であるか否かを確認する。

3. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）

- (1) 設備投資について、①事業者の計画や正式な決定に基づくものであるか、②設備の現状等を踏まえて必要なものか、③設備投資の時期が適正か、④設備投資の数量等が過大となっていないか、⑤設備投資の単価が適切なコスト削減努力を実施することを前提に算定されているか等の観点から審査し、適正なものとなっていることを確認する。なお、経営効率化を評価するに当たっては、申請一般ガス導管事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認める。
- (2) 減価償却費については、一般ガス導管事業等の運営にとって真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係るものについては、原価への算入を認めない。
- (3) 固定資産除却費のうち、除却損について、除却物品の帳簿原価から減価償却累計額等を控除した額から当該除却物品の全部又は一部について適正な売却価額の見積額を控除することを前提に原価への算入を認める。また、除却費用については、除却に要する工事費等が適正であるかを確認する。その他、改良工事等に伴う除却費用は、改良工事等の時期が適正であるかを確認し、当該改良工事等の実施が適正であると認められる場合には、原価への算入を認める。

4. 需給調整費については、調整力の確保に係る費用、必要調整力及び振替供給能力の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、算定規則別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。その際、事業報酬相当額

については、ガスの製造に係る資産の簿価及び製造設備能力に対する必要調整力の割合（以下単に「必要調整力の割合」という。）に応じて適正に算定されているか否か、法人税等相当額については、原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な法人税額、ガス事業に係るレートベースに対する製造部門に係るレートベースの割合並びに必要調整力の割合に応じて適正に算定されているか否かを確認する。

5. 合成メタン等調達費相当金については、算定規則別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

6. 需要調査・開拓費

（1）需要調査費については、公募による入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなく原価への算入を認める。入札等を行わないものについては、個別査定を実施する。また、導管整備が相当程度進んでいると考えられる地域における需要調査分については、原価への算入を認めない。

（2）需要開拓費については、算定規則別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき、適正に算定されているかを確認する。その際、託送料金収入額増加額については、年間開発ガス量に基づき適切に算定されているか否か、合成メタン等調達費相当金に係る収入額が適切に控除されているか否か、年間開発ガス量の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否かを確認する。適正な見積額であるか否かについては、需要開拓に係る公募手続等が公平性・透明性のある形で確実に実施される見込みがあるか、需要開拓に係る一件当たりの支払額は適正か、導管整備が相当程度進んでいると考えられる地域における需要開拓分まで含んでいないか等の観点から審査する。

7. 事業者間精算費

算定規則別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

8. その他の諸経費（消耗品費、委託作業費、試験研究費、需要開発費、雑費等）については、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなく原価への算入を認める。入札等を行わないものについては、個別査定を実施する。

ア. 需要開発費については、メディア等におけるイメージ広告については、原価への算入を認めない。ただし、インターネットやパンフレット等を利用した託送料金メニューの周知、需要家にとってガスの安全に関わる周知といった公益的な目的から行う情報提供については原価に算入することを認める。また、経年内管の取替促進のように、保安の確保の観点から行う活動に係る費用負担であるといった合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

イ. 雑費のうち寄付金及び団体費については、原価への算入を認めない。ただし、災害時

における共同復旧活動、保安レベルの維持・向上への取組み（保安に係る指針・基準等の策定、内管工事資格制度の運営、各種講習会の開催等）、資材の共同調達等個々の事業者では実施できないような活動を行う団体（一般社団法人、事業協同組合等）への加盟に係る費用負担であるといった合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

第3節 事業報酬

算定規則第6条の規定に基づいて申請一般ガス導管事業者が算定した事業報酬については、第1節の基本的考え方を踏まえ、以下の観点から、その適正性を審査することとする。

1. レートベース

算定規則別表第1第2表に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

2. 事業報酬率

算定規則別表第1第2表に基づき、経済産業大臣が別に告示する値を用いて、適正に算定されているか否かを審査する。

第4節 控除項目

算定規則第7条の規定に基づいて申請一般ガス導管事業者が算定した控除項目については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請一般ガス導管事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かを審査するものとする。

第5節 比較査定

- (1) 申請一般ガス導管事業者が申請した原価等については、第2節、第3節及び第4節に定めるところにより、その適正性を審査した上で、当該申請一般ガス導管事業者及び他の一般ガス導管事業者が申請した原価等を勘案して経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行い、次章に定める方法に基づき効率化努力目標額を算定するものとする。ただし、新設事業者については、比較査定を行わないものとする。
- (2) 上記(1)の規定により算定した効率化努力目標額については、当該効率化努力目標額及びこれを事業者の算定した原価等から差し引いた額を査定額として事業者に示すものとする。

第6節 導管と小売の業務区分

- (1) 営業費の審査に当たっては、営業所等で小売部門と導管部門が一体的に行っている業務について、業務の性質に応じてガス小売事業に関連する業務と一般ガス導管事業等に関連する業務に分類されていることを確認する。
- (2) 供給販売費をガス小売事業分と一般ガス導管事業等分に按分して営業費を算定している場合には、例えば業務量調査等の結果をもとに算出される按分が妥当であることを確認する。
- (3) 営業所等の業務内容について、標準的な業務及び業務区分（導管、小売、共通）は、以下の内容を確認する。

業務内容	具体的な業務内容	整理の考え方	業務区分
検針	検読・指示数確認	検針作業は、導管業務のため	導管
	検針票投函	検針結果の通知は、小売料金の通知業務であるため	小売
集金	小売料金算定	小売料金の算定に係る業務のため	小売
	小売料金請求・収納	小売料金の請求・収納に係る業務のため	小売
	小売料金督促	小売料金の支払督促に係る業務のため	小売
保安	内管漏洩検査	内管漏洩検査は、導管業務のため	導管
	消費機器保安調査・周知	消費機器保安調査・周知は、小売業務のため	小売
	緊急保安	緊急保安は、導管業務のため	導管
開閉栓	物理的な開閉栓作業	ガスメーターの開閉栓作業は、小売業務のため	小売
	検読・指示数確認	検針作業は、導管業務のため	導管
	内管漏洩検査	内管漏洩検査は、導管業務のため	導管
	消費機器保安調査・周知	消費機器保安調査・周知は、小売業務のため	小売
	小売料金・サービスの説明	小売の料金・サービス説明に係る業務のため	小売
受付	検針の受付・問合せ	検針作業は、導管業務のため	導管
	定期保安・開閉栓の受付・問合せ	受付内容に導管と小売の要素が混在しているため	共通
	小売料金の問合せ	小売料金の問合せに係る業務のため	小売
	機器の問合せ	消費機器に係る業務は、小売	小売

		業務のため	
--	--	-------	--

第7節 自助努力の及ばない費用の変動時における原価等の算定の特例

上記第1節から第6節までの規定にかかわらず、算定規則第15条第1項の規定により原価が算定され、申請されたときは、原価等の算定に関する審査については、算定規則第15条に定める方法に基づき適正に算定しているか否かにつき、必要な説明を求めて審査するものとする。

第3章 効率化努力目標額の算定

1. グルーピング

全事業者を①経営形態（私营、公営の別）、②地域性の2つのメルクマールを中心に、少数化を回避するため、一部需要構成（メーター取付数）の類似性も勘案し、類似の事業者群ごとにグルーピングを行った上で、同一グループの事業者について、以下に掲げる方法により、効率化への取組み度合いについての比較を行うものとする。

なお、上記の考え方に従って行ったグルーピングの内容は、別表第1のとおりとする。

2. 比較原価項目群及び比較指標

比較の対象とする一般ガス導管事業等に係る原価等のうち、修繕費、租税課金（法人税等を含む。）、需給調整費、合成メタン等調達費相当金、需要調査・開拓費、事業者間精算費及び事業者間精算収益（控除項目）を除く原価項目群を「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の2つの原価項目群（以下「比較原価項目群」という。）に区分し、需要量及び想定連結託送供給ガス量の合計量（以下「合計ガス需要量」という。）で除した合計ガス需要量当たり原価で比較することとする。

(1) 設備投資関連費用は、次に掲げるものとする。

- ア. 減価償却費（一般管理費に係るものを除く。）
- イ. 事業報酬（固定資産に係るものに限る。）
- ウ. 固定資産除却費（一般管理費に係るものを除く。）
- エ. 控除項目のうち償却費、支払利息等に相当する項目

(2) 一般諸経費は、次に掲げるものとする。

- ア. 労務費
- イ. 諸経費のうち電力料、水道料、使用ガス費、消耗品費、運賃、旅費交通費、通信費、保険料、賃借料、委託作業費、試験研究費、教育費、需要開発費、たな卸減耗費、貸倒償却、雑費、一般管理費（減価償却費及び固定資産除却費を含む。）
- ウ. 控除項目のうち比較対象除外項目に相当するもの及び設備投資関連費用としたものの以外のすべての項目

3. 比較方法

比較は、「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の2つの比較原価項目群につき、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 水準比較

事業者ごとの審査後の原価等に占める「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の2つの比較原価項目群につき、後述の(4)に基づいて、合計ガス需要量当たり原価を求めてそれぞれグループ内で比較し、点数評価を行うこととする。

(2) 変化率比較

事業者ごとの審査後の原価等に占める「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の2つの比較原価項目群につき、後述の(4)に基づいて、変化率を求めてそれぞれグループ内で比較し、点数評価を行うこととする。ただし、直近の料金改定以後の経過期間に差が存する場合には、経過月数を加味することにより同一グループ内の他の事業者との比較において公平を期すよう調整することとする。

(3) 補正

(1)及び(2)の比較については、事業者の経営効率化努力のみによっては解決し難い特殊要因に関して、次に定めるところにより補正を行うものとする。

① 個別補正

ア. 大規模投資

特殊な性格を持つ幹線導管の敷設等に係る投資が、当該投資を除く過去3か年の平均投資額の40パーセントを超えることとなる場合には、当該投資に係る減価償却費について、定率法による減価償却費と定額法による減価償却費との差額を比較原価項目群からあらかじめ控除するものとする。

なお、公営事業者の場合は、減価償却費に加え、当該補正対象設備の取得に要する資金に係る原価算定期間中の支払利息についても、減価償却費と同一の補正率により補正を行うものとする。

イ. マイコンメーター

原価算定期間中に予定しているマイコンメーターの取付件数が当該事業者の全メーター取付数の10パーセントを超えている場合には、当該超過部分について、当該事業者の平均的な1個当たりマイコンメーター原価で算定した額を比較原価項目群からあらかじめ控除するものとする。

② 共通補正

グループ内のすべての事業者の各比較原価項目群について、次の指標を用いて、統計分析に基づいた数的な処理(回帰分析)により補正を行うこととし、グループ別の具体的補正係数は申請後適宜公表するものとする。

<設備投資関連費用>

ア. 需要構成

イ. 需要原単位

ウ. 需要の伸び

<一般諸経費>

- ア. 需要規模
- イ. 需要原単位
- ウ. 需要の伸び

(4) 比較指標

i) 申請一般ガス導管事業者

効率化努力目標額を算定するための単価の水準及び変化率は以下のとおりとする。

① 単価の水準

申請原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請原価算定期間中の合計ガス需要量×共通補正係数

② 単価の変化率

申請原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請原価算定期間中の合計ガス需要量÷直近の認可を受けた託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／直近の認可を受けた託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量

ただし、申請原価算定期間の初日から過去3年間(以下「基準比較期間」という。)において認可を受けた託送料金が適用されていない場合は、以下のとおりとする。

申請原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請原価算定期間中の合計ガス需要量÷直近の届出を行った託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／直近の届出を行った託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量

ii) 比較一般ガス導管事業者(申請一般ガス導管事業者以外の同一グループ内における一般ガス導管事業者をいう。以下同じ。)

単価の水準及び変化率は以下のとおりとする。

① 単価の水準

申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量×共通補正係数

② 単価の変化率

申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量÷申請一般ガス導管事業者が直近に認可を受けた託送料金

が実施された時点において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請一般ガス導管事業者が直近に認可を受けた託送料金が実施された時点において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量

ただし、次の（イ）から（ハ）までの場合については、それぞれに定める方法により算定するものとする。

- （イ） 基準比較期間の末日（時系列では初日。以下同じ。）において、申請一般ガス導管事業者の直近の認可を受けた託送料金が適用されている場合

申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量÷基準比較期間の末日において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／基準比較期間の末日において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量

- （ロ） 基準比較期間において、申請一般ガス導管事業者の直近の認可を受けた託送料金が適用されておらず、申請一般ガス導管事業者の直近の届出を行った託送料金が実施された時点が基準比較期間に含まれる場合

申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量÷申請一般ガス導管事業者が直近に届出を行った託送料金が実施された時点において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請一般ガス事業者が直近に届出を行った託送料金が実施された時点において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量

- （ハ） 基準比較期間において、申請一般ガス導管事業者の直近の認可を受けた託送料金が適用されておらず、申請一般ガス導管事業者の直近の届出を行った託送料金が実施された時点が基準比較期間に含まれない場合

申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量÷基準比較期間の末日において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／基準比較期間の末日において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量

申請一般ガス導管事業者が複数の場合において、申請一般ガス導管事業者ごとに単価の変化率の算定における申請原価との比較対象となる基準日（以下「起算日」という。）が異なる場合には、各起算日のうち、最も直近の時点を含めた全ての申請一般ガス導管事業者及び比較一般ガス導管事業者において共通の起算日として適用し、単価の変化率を算定するものとする。

なお、上述の算定式における申請一般ガス導管事業者が直近に届出を行った託送供給約款に係る料金及び比較一般ガス導管事業者の託送供給約款に係る料金が届出上限値方式により算定されている場合は、直近の総括原価方式による託送供給約款に係る料金の算定時における設備投資関連費用又は一般諸経費から、それ以降に届出上限値方式により算定した託送供給約款料金引下げ原資のうち設備投資関連費用又は一般諸経費に係る額をそれぞれ減じて算定することとする。

（５）点数評価の方法及び分類方法

事業者間の水準比較及び変化率比較において行う点数評価は、比較原価項目群ごとに、水準及び変化率について、それぞれ最上位を100点、最下位を0点とし、その他は比例法で点数化するものとする。

その上で、比較原価項目群ごとに、水準比較と変化率比較で得られた点数を合計し、これに応じてグループ内事業者を次の3つに分類するものとする。

- ① 第Ⅰ類（今後、効率化が進んでいくと認められる事業者）
- ② 第Ⅱ類（今後、一層の効率化が進められていくことが期待される事業者）
- ③ 第Ⅲ類（今後、より一層の効率化が進められていくことが期待される事業者）

上記の分類を行うに際し基準となる点数は、グループ内の事業者数に応じ、別表第2のとおりとする。

4. 効率化努力目標額の算定

効率化努力目標額は、比較原価項目群ごとに算定した上で、これらを合計することにより算定するものとする。

その際、比較原価項目群ごとに設定する効率化努力目標額については、次のように算定

するものとする。

- ① 第Ⅰ類：0円とする
- ② 第Ⅱ類：一層の経営効率化努力を促す観点から、補正後の比較原価項目群（入札等を実施した費用を除く。③において同じ。）に対し適正な一定の比率を乗じて算定するものとする。
- ③ 第Ⅲ類：より一層の経営効率化努力を促す観点から、補正後の比較原価項目群に対し適正な一定の比率（第Ⅱ類よりも大きな率）を乗じて算定するものとする。

なお、この適正な一定の比率については、当面、第Ⅱ類については0.5パーセント、第Ⅲ類については1パーセントとする。

5. 効率化努力目標額の原価等からの控除及び添付書類の補正の指示

上記4.により第Ⅱ類又は第Ⅲ類の評価をした事業者に対しては、算定規則様式第5第2表の機能別原価整理表（算定規則第10条第1項に規定する事業者にあつては、同規則様式第5第5表の減少事業報酬額減少後の機能別原価整理表）の合計（原価等）の下に効率化努力目標額の欄を設け、第Ⅱ類又は第Ⅲ類の評価に相当する額を記載すること、並びに様式第6を作成することを指示するものとする。

(別表第1)

	私営事業者		公営事業者
	行政区当たりメーター取付数 (15万件以上)	行政区当たりメーター取付数 (15万件未満)	
北海道 東北	①北海道	②室蘭、苫小牧、旭川、釧路 東部、のしろ、八戸、塩釜、 仙南、庄内中部、福島、山形、 酒田天然	⑦ 由利本荘市、男鹿市、庄内 町、仙台市
関東	東京、京葉、北陸、静岡	③青梅、足利、佐野、桐生、館 林、伊勢崎、埼玉、本庄、入 間、新発田、越後天然、蒲原、 栄ガス組合、妙高、白根、吉 田、松本、上田、諏訪、エナ キス、長野都市、西武、東京 ガス山梨	上越市、小千谷市、糸魚川市、 魚沼市
		④武陽、昭島、栃木、太田都市、 フジオックス、武州、東彩、 大東、角栄、鷺宮、日高都市、 幸手都市、坂戸、松栄、伊奈	東金市、習志野市、白子町、 大網白里市、九十九里町、長 南町

		都市、大多喜、野田、京和、エナジー宇宙、小田原、秦野、厚木、熱海、東海、島田、中遠、袋井、武蔵野、湯河原、御殿場、エネクル	
中部 北陸 近畿	東邦 大阪	⑤サーラエナジー、犬山、津島、大垣 高岡、日本海 河内長野、甲賀協同、伊丹産業、大和、桜井、大武	大津市
中国 四国 九州 沖縄	広島 西部、日本	⑥福山、水島、岡山、山口合同 四国 大牟田、高松、久留米、鳥栖、佐賀、大分、加治木、国分隼人、筑紫、九州、宮崎 沖縄	

(別表第2)

1 グループ内の事業者が9社以下の場合

区分	区分基準点数
第Ⅰ類	122点以上200点以下
第Ⅱ類	78点以上121点以下
第Ⅲ類	0点以上 77点以下

2 グループ内の事業者が10～14社の場合

区分	区分基準点数
第Ⅰ類	121点以上200点以下
第Ⅱ類	79点以上120点以下
第Ⅲ類	0点以上 78点以下

3 グループ内の事業者が15～26社の場合

区分	区分基準点数
第Ⅰ類	120点以上200点以下
第Ⅱ類	80点以上119点以下
第Ⅲ類	0点以上 79点以下

4 グループ内の事業者が27社以上の場合

区分	区分基準点数
第Ⅰ類	119点以上200点以下
第Ⅱ類	81点以上118点以下
第Ⅲ類	0点以上80点以下

第4章 「料金の計算」に関する審査

第1節 「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること」に関する審査

法第48条第4項第3号に規定する「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。」については、あらかじめ料金表等において明確に定められている定額基本料金、流量基本料金若しくは従量料金又はこれらを組み合わせたものをもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かを審査するものとする。

第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

法第48条第4項第5号に規定する「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと」については、例えば、特定の者に過度に偏った負担を強いる料金になっていないか、合理的な考え方に基づかず公平性の観点から問題のある割引料金を設定していないか等の観点から審査するものとする。

第3節 事業譲渡等に伴う託送供給約款料金の変更に係る審査

事業譲渡等の場合における特例については、算定規則様式第10第1表及び第2表の内容を審査し、算定規則第23条第2項及び第3項に適合するか否かにつき審査するものとする。